

ぶれる教育行政—全国学力・学習状況調査、 教員免許更新制度が包含する問題点—

Takashi ITO **伊藤 卓** 横浜国立大学 名誉教授



はじめに

8月20日に開催された論説委員会で、筆者が提案した上掲の課題が採択された。そのときにはすでに政権交代の世評ゆるぎないものがあったが、その10日後の衆院選でそれが実証され、9月16日になって現実のものとなった。肝心の行政の支柱の転換という事態に直面し、筆の進め方に困惑することになったのは事実である。新政権を握ることになった民主党が7月27日に発表したマニフェストでは、5つの「約束」の2つ目に「子育て・教育」を掲げて、中学卒までの「こども手当」の支給と高校の実質無償化・大学の奨学金の大幅拡充を謳っている。また、政策各論の中には、「全ての人に質の高い教育を提供する」との項目のもと、「学校の教育環境の整備・教員の質と数の充実」を【政策目的】とし、その【具体策】の1つに「教員の資質向上のため、教員免許制度を抜本的に見直す。」との文言が盛り込まれている。

本稿が上梓される頃には、題名に掲げる問題点についてはすでに解消、もしくは解消に向けた動きが始動していることも予想される。それは有り難く受け止めるとして、ここでは、すでに実施がなされている掲題の2つの教育制度について、その実態を明らかにし、なぜ問題となるのかを、初等中等教育の原点である「次世代の人材育成」の視点から考えてみたい。

全国学力・学習状況調査が抱える諸々の問題

文部科学省は、全国のすべての小学6年生と中学3年生を対象とする国語と算数・数学、英語（中学のみ）の全国学力テストを2007年度から実施している。本年4月に実施した3回目の結果もつい先日、8月27日に公表されたことから皆様の記憶にも新しいものと思われる。今回も基礎的な知識を問う問題には答えられる（63.4%の中学の数学以外はいずれも70%台）けれど

も、知識を活用する力を見る応用問題となると解答にてこずる（75.0%の中学国語以外はいずれも50%台）という、いつもどおりの総括が報道されている。さらに注目すべきは、都道府県別の成績についても、秋田、福井、富山などが上位を占めるなど、これまでとそれほど変わらない、すなわち、地域による成績についてはある程度定着していることが示されたことである。

全国一律の悉皆型の学力調査実施に対する批判の声は、マスメディア等を通して多数報じられているが、その問題点を整理すると次のようになる。

- (1) 科目ごとの点数によって自治体や学校の序列化が加速する。
- (2) それによって、教育の世界に競争原理が持ち込まれる。
- (3) このテストで少しでも良い点数をとることを優先させるなど、本来の教育理念を歪める。
- (4) 約57億円といわれる多大な国費が（無駄に）消費される。

犬山市教育委員会が昨年度まで参加を拒んだのも、(1)～(3)を懸念するためであった。また、(2)がもたらした弊害が如実に示されたのが、今夏の大阪府知事による大阪府教育委員会への八つ当たり批判である。

このような批判ばかりが目につく国家制度、いったいどうして歩み始めたのか？ これは、今になっては多くの人の認めるところとなっている、時の文部科学大臣の個人的な偏見とこだわりによるものであることに異論はなかろう。2004年11月の経済財政諮問会議でその大臣が実施を宣言し、翌年6月には閣議決定がなされて2007年から開始というスピードぶりである。その大臣の偏見とは何か。ご当人の持論としている、日本の教育界における諸悪の根源は日教組であってその力を弱めることが喫緊の課題、というやや時代感覚のずれた思い込みによるものというのが定説になっている。筆者自身も、2005年初頭に数人の仲間と一緒に

に、たまたまこの大臣との私的な会食の場に臨んだ際に、当人の熱い思いを聞かされた記憶がある。その場で筆者は、悉皆型調査無用、教育効果の確認には抽出調査で十分可能、との持論を展開させていただいたことは言うまでもない。

以上の経緯からもわかるように、そして、HPをはじめ文科省から発せられる諸々の情報の中にもこの制度について積極的な意義を訴える文言が見えてこないことから察せられるように、57億円を投じて毎年行われるこの事業の継続を支持する人はごく限られているように見受けられる。次回は平成22年4月20日に実施されることがすでにアナウンスされているが、せめてそれが最後となるべく、民主党政権によって停止の決断が下されることを期待して止まない。

教員免許更新制にかかわる諸問題

前項で全国学力調査の法制化に至るスピードの速さを指摘したが、それに輪をかけて速かったのが教員免許更新制の発足である。平成12年頃から俎上に上るようになった子供たちの学力低下への措置の1つとして、教員の質の向上に向けた議論が沸きあがり、それを受けて当時の教育再生会議が平成19年1月に発した文部科学省白書の中で、4つの緊急課題の1つとして教育職員免許法の改正（教員免許更新制導入）が謳われた。その年の6月には免許法の改正が実現し、翌年4月からの試行、平成21年からの導入といったスピード（拙速）ぶりである。

本件についてはすでに様々な問題点の指摘があり、民主党のマニフェストでも冒頭に記したように抜本的な見直しを明確に掲げている。日本化学会としては、現場の教員へのアンケート結果からも本制度に対しては反対する立場であったが、法律で決まった以上は化学の分野で有意なコンテンツ提供には協力するとの観点で、更新研修の場を設定することを決め、対応する組織が構成された。[化学と工業2008, 69, 895; 化学と教育2008, 56, 359]

しかし、新聞等でも報道されているように本制度に対する反対意見が後を絶たない。10年に一度とは言え、ただでさえ忙しい教員が30時間と規定されている研修に出向くことによる学校全体の運営に及ぼす影響、対象者が3万円を負担して参加する研修講習会の質が必ずしも保証されていないことなど、様々な問題が露呈している。平成15年から制度化されている10年経験者研修制度との不整合はもとより、人員削減で

個々の教員の負担が増している教員養成系学部などでは、これの実施のためにいっそうの時間的拘束を受けたり、折角企画を立てても参加する教員の数が少ない、時にはゼロという事態も実際に頻出している等々、問題点の枚挙に暇がない。偏った視点による研修後評価の恣意的な操作に対する懸念も拭うことができない。また、校長、副校長、主幹・指導教諭など、「教員を指導する立場にある者」については更新講習は免除されることになっているが、教育委員会の支配の外にある私立学校では、免除資格の枠を大幅に増やして、実際に更新講習を必要とする教員の実数を減らす工夫がなされているとの情報も耳に入ってきている。こうした事態を重大にとらえて、当初、上記の対応を考えた化学会も、現在は更新講習の実施を見合わせている状況である。

民主党は来年にも教員免許法改正を提案し、平成23年度からの実施を目指していることが報じられている。仮にそれが実現した場合には、中途半端に施行された2年間に更新を余儀なくされた教員が負担した3万円についてはどのように扱われるのかなど、不公平感を払拭する手当が必要である。また、教員の資質向上のための別法として民主党が掲げている、6年制の教員養成課程案については、筆者は個人的には以前から賛同しているが、実際に運用するに当たっては、それによって想定される志願者減への対応など、きめ細かい配慮が必要である。その意味でも行政に対しては、できるだけ早い時期に進むべき正しい方向を定めて、慎重かつ十分な検討を施した上で実施に移していただくことを切望する。

おわりに

学力調査の問題には、現行の教育課程の抜本的な見直しを含めた長期的展望に立った検討が必要である。また、教員免許更新制の廃止は、教員の時間的・精神的なゆとりの確保などにもかかわることから、教員の増員や待遇改善などと軌を一にする問題でもある。本稿ではこれらについて言及する紙面の余裕はないが、行政に対しては、その場しのぎではない、総合的な視点に立った施策の遂行を切望する。

© 2009 The Chemical Society of Japan

ここに載せた論説は、日本化学会の論説委員の執筆によるもので、文責は、基本的には執筆者にあります。日本化学会では、この内容が当会にとって重要な意見として認め掲載するものです。ご意見、ご感想を下記へお寄せ下さい。
論説委員会 E-mail: ronsetsu@chemistry.or.jp